

1. 2009 年の外為法改正(22 年振りの改正)

主なポイント

- ①技術移転におけるボーダー規制の導入
- ②仲介取引規制の拡大……貨物の貸与、贈与、技術も対象に
- ③輸出者等遵守基準の導入
- ④罰則強化

注記:産構審の検討過程(2008 年 7 月)から実際の改正までは議論がありました。

1)産構審での試案

「居住者」「非居住者」の概念を撤廃し、エンドユース規制に一本化する。

- ・居住者/非居住者の扱いは、外国為替の規制の世界での概念で、これが技術移転の規制導入にそのまま使われた。(当時は、居住者＝日本人、非居住者＝外国人という関係がほぼ成立)
- ・外国人でも入国後 6 ヶ月で居住者扱いとなり、規制の対象外となってしまう。
- ・諸外国制度との調和等を考慮する。

主要国のリスト技術移転規制の概要

	国内での移転	国内から海外への移転
日本	常時規制:居住者→非居住者	常時規制:居住者→非居住者
米国	常時規制:何人も→外国人(国籍)	常時規制:何人も→何人も
英国	エンドユース規制:何人も→何人も	常時規制:何人も→何人も
ドイツ	エンドユース規制: 居住者+非居住者ドイツ人 →輸出管理国途上国の非居住者(*)等	常時規制:何人も→何人も

注(*):この場合のみ、非居住者の定義を「国内居住期間が 5 年以内の自然人」

2)最終案

大学側での準備が整わない等の理由から、その後の内閣法制局等を含めた政府内部の検討で見送り(撤回)となった。

- ・まずは、体制整備(支援)を優先させる。
- ・居住者/非居住者の概念はそのまま、ボーダー規制が導入された。

2. 2017 年での改正

主なポイント

- ①輸出入・技術取引規制における罰則の強化
- ②輸出入規制における行政制裁等の強化
- ③対内直接投資規制の強

3. 2019 年での改正

- ・対内直接投資等に関する事前届出審査制度に関するもの

4. 産構審、CISTEC 等を通じた検討経緯

1) 規制合理化の進展に向けた要望・提言 (CISTEC ジャーナル: 2013 年 11 月号)

- ・ボーダー規制の導入により海外に持ち出す場合は規制対象となったが、居住者/非居住者の概念は残ったことから、6ヶ月でステータスが変わるという問題は残った。

(入国6ヶ月以内という扱いは、本来、安全保障輸出管理の本質とは直接関係がない)

2) 産構審の中間報告 (2017 年 1 月)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20170123001_01.pdf

①「みなし輸出」管理における我が国の課題

- ・外国人であっても入国後6カ月以上経過する等により居住者と扱われることとなり、その場合には外為法上、国内で機微技術に関する情報を入手することの制約がなくなる。
- ・また、外国人が機微技術を日本国内で取得し、海外において提供する場合には役務取引許可の取得が求められるが、当該外国人が日本に戻ってくることがない場合の課題が残る。
- ・米国や独国が外国人への技術提供を「みなし輸出」として管理しているのに対し、我が国では管理する期間が短いということになる。

②適切な「みなし輸出」管理の在り方

- ・機微技術の取引に関わる「みなし輸出」管理については、日本の制度は他国の制度と比べて管理する期間が短く、実効性の観点から課題がある。したがって、各国の管理体制・状況と整合性を図る観点からも、制度改正も含めた管理の在り方を検討すべきである。

③管理の強化を行う際の留意点

- ・大学や研究機関の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえ、「みなし輸出」の管理強化を行う場合には、規制対象の適正化・明確化を図るとともに、大学等の取組を支援するための体制作りを並行して進めていくことが必要である。

3) 改正案の国会審議から (2017 年4、5月)

- ・「みなし輸出規制に穴があることは以前から指摘されているが、対応がなされなかった。今回も見送りとなったが、国家の組織の指示で、悪意の者が入ってくる可能性があるので、機微技術流出防止策を早急に取りまとめる必要がある」旨の質問がなされた。

⇒世耕経産大臣から、「みなし輸出規制の期間見直しについては、今後も検討する」旨の答弁。

- ・「みなし輸出規制強化に関する大学側の懸念について」の質問に対しては、「企業とは異なる大学の実態を踏まえて対応していく」旨の答弁。

4) 産構審の中間報告 (2019 年 10 月)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/20191008_report.html

①「みなし輸出」と「非居住者」

- ・機微技術の漏洩を防ぐ手法の一つである輸出管理においては、この居住性の概念に基づき管理を行うことの是非について、技術流出の実態に応じて今後更に検討すべきである。

5) 産構審の中間報告 (2021 年 6 月)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20210610_1.pdf

①「みなし輸出」管理制度の対象明確化

・これまでの「みなし輸出」管理では、居住者が直接非居住者に機微技術を提供する場合に許可申請を求めることとしてきた。しかし、こうした管理の在り方は、特定国の影響下にある居住者（国籍を問わない）が、機微技術流出に関与するリスクが顕在化している現状に十分対応できていない。

⇒居従者として扱われる外国人が外国政府や外国の法人の著しい影響下にあり、自覚しているか否かに関わらず、外国による技術窃取の取組に荷担している場合などは、当該申請が適切になされないことが懸念される。また、外国人材の獲得を国家主導で推進する動きが見られる現状を踏まえると、こうした懸念は必ずしも国籍に関係するものではない。邦人であっても、外国政府等の強い影響下にある場合には、同様に適切な輸出許可申請がなされないことが懸念される。

②見直しの具体的内容

・国籍に関わらず現在居住者として扱われている者への技術の提供が、非居住者へ技術を提供することと事実上同一と考えられる場合には、「みなし輸出」管理制度の対象と捉えるべきである。

⇒「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に係る概念を明確化し、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（以下、「特定類型」という。）に該当する場合には、「みなし輸出」管理制度の対象であることを明確化すべきである。

a) 類型：外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者

b) 類型：外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している者

c) 類型：本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

5. 2022年での改正

上記4項での内容、その後のパブリックコメントを経て、2022年5月に改正（施行）された。

主なポイントは以下

・外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態に該当する状態（特定類型）に該当する場合は、みなし輸出管理の対象となる。

・特定類型は次の①～③に分類される。

① 雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者

② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者

・企業等においては、従業員等の採用時に特定類型に該当の有無を誓約書等にて確認する。



特定類型

①雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者

②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

③国内において外国政府等の指示の下で行動する者

以上